e-Taxで簡単申告

所得税の確定申告を国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して行うと、作成したデータを簡単な操作により、自宅から電子申告（e-Tax）することができます。

～ご利用いただくメリット～

◎添付書類が提出不要

e-Taxで申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できます。（申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります。）

◎還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。（3週間程度に短縮）

◎24時間受付

e-Taxによる申告は、所得税の確定申告期間中は24時間利用が可能です。（メンテナンス時間を除く）

～ご利用いただく前に～

e-Taxをご利用する場合は、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

～もっと詳しい情報は～

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）では、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）などの最新情報についてお知らせしています。ご利用前に是非ご覧ください。

▽**札幌北税務署**／札幌市北区北31条西7丁目3番1号
☎011-707-5111（代表）

▽**国税庁ホームページアドレス**／
http://www.nta.go.jp

税制の主な改正事項

【改正した内容】

①復興特別所得税の創設

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税と所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1％の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

②個人住民税均等割税額の改正

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの村道民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。

③給与所得者の特定支出控除の見直し

給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1千5百万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされています。

④公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の個人住民税の申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出を不要とすることとされました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦（寡夫）」の控除が適用されません。控除の適用にあたっては、確定申告書または個人住民税の申告が必要となります。

⑤ふるさと納税税額控除の見直し

地方公共団体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金控除のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。

平成25年分から国税で復興特別所得税（2.1％）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、復興特別所得税分へも反映するため、ふるさと寄附金に係る住民税の特例控除額が調整されます。

住民税に関するお知らせ

◆住民税申告について

住民税申告をされないと扶養控除などさまざまな控除が受けられず、国民健康保険税や介護保険料、公営住宅の使用料の算定ができなくなったり、高く課されてしまう場合があります。そのほか所得証明や課税証明などが発行できない場合もあります。